

公立鳥取環境大学学内試験における不正行為の取扱いに関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第75号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学履修規則第11条に基づき、大学が定める定期試験期間に行われる試験及び追試験（以下「学内試験」という。）における不正行為の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 学内試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) カンニングペーパーを使用する行為
- (2) 他の受験者の答案を見る行為、及び他の受験者に答案を見せる行為
- (3) 所持品、電子機器、身体、机又は壁等に書き込みをする行為
- (4) 他人と答案を交換する行為
- (5) 持込みを認められた物（「ノート」、「教科書」等）、その他の物品（筆記用具等）を貸し借りする行為
- (6) 持込みが認められた物以外の教科書、参考書、ノート（写しを含む。）、プリント、その他の資料等の使用及びこれに準ずる行為
- (7) 持込みが認められた物以外の電子機器等を操作・使用する行為
- (8) 他人の学生証で受験する行為（貸した者・借りた者）
- (9) 偽名答案を提出する行為
- (10) 他人に依頼し、自分の代わりに受験させる行為
- (11) 他人に依頼され、代わりに受験する行為
- (12) 他人の不正行為を助ける行為
- (13) 言語、動作又は電子機器等により他人に連絡をする行為又は連絡を受ける行為
- (14) 試験開始後、試験監督者の許可無しに試験室から退室する行為
- (15) 答案を提出せずに、試験室外に持ち出す行為
- (16) 試験監督者の指示に従わず、公正な試験を妨げると認められる行為
- (17) その他試験監督者が不正行為と認めた行為

(不正行為の確認)

第3条 学内試験において不正が発覚した場合の事実確認は、次の各号のとおり行う。

- (1) 不正行為を本人が認めた場合、又は明確な証拠物件がある場合、学生証及び証拠となる物件を取り上げ、直ちに当該科目の受験を止めさせる。
- (2) 学生証で本人確認をし、試験監督者が1名であれば講義室外で試験終了まで待機させ、試験終了後、学務課に当該学生と同行する。
- (3) 試験監督者が2名の場合は両名で不正の事実を確認し、不正発覚時に試験監督者1名が、学務課まで当該学生と同行する。
- (4) 試験監督者は、不正行為の態様等を学務課に報告するとともに、証拠となる物件及び答案を引き渡す。
- (5) 学務課及び試験監督者が、当該学生立会いの上で事実確認をする。

2 学内試験終了後に不正行為が発覚した場合の事実確認は、前項第5号と同様に扱うものとする。

(不正行為等を行った者の成績の取扱い)

第4条 不正行為を行った者（以下「不正行為者」という。）の成績については、当該科目を不合格とする。

2 第2条に定義される不正行為に対し、複数人が関与する、計画的に実行する、繰り返して行う等、行為が特に悪質と認められるときは、学長が当該期に履修しているすべての科目を不合格とすることができる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第49号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。